

## 侵害事例データベース

データ作成機関	知的財産保護フォーラム
データ公開日(判れば)／更新日	不明
主な項目	台湾で製造され日本へ輸入された著作権侵害品の税関輸入差止事例
サブ項目	侵害製品「キャラクター商品化商品(時計)」についての模倣品事例 侵害品製造国・地域：「台湾」、侵害品流通国・地域：「台湾、日本」、権利取得状況：「商標権、著作権(日本「著作権」に基づく「水際差止」による侵害差止の対応経過と、予防的取り組みについて。 海外で侵害品を発見したときには、日本への輸入に備え、日本の関税定率法に基づき、税関に対して輸入差止を申し立てることが有効である。また、専門家の鑑定により侵害品か否かを見極めた上で、迅速な法的対処をするべき。
特記事項	
URL	<a href="http://www.iippf.jp/jdb/cgi-bin/details.cgi?action=search&amp;key=7">http://www.iippf.jp/jdb/cgi-bin/details.cgi?action=search&amp;key=7</a>